

小児ドナーからの脳死臓器移植 ——必要性と残されている問題点——

谷澤 隆邦*

【 目 次】

わが国の脳死臓器移植法（脳死移植法）は1997年10月に施行してから6年以上が経過したが、2003年11月現在で施行された臓器提供者は26例を数えるに過ぎない。また、現行の臓器移植法では「5歳未満の小児での移植は認められない」とから、体調悪いのあるドナーやからの移植ができない状態20kg未満の小児では海外移植市場に譲らざるを得ない。そこで現在、小児専門臓器提供を可能にする臓器移植法改正の動きがみられる。これまで日本小児科学会では臓器委員会を中心とした小児臓器移植法の改定を公表してきた。この小児臓器移植法に関する専門家はドナー、レシピエントとともに社会的影響であるので、小児の腫瘍・保健にかかわる専門家である小児専門医、小児科学全分野に貢献していく必要がある。

されており、

日本小児科学会では倫理委員会を中心とした小児臓器移植法委員会を発足させ、小児臓器移植基準や虚偽などによる臓器移植の回避などと今後小児人種差異の立場から、現状の問題点と今後あるべき方向について検討を重ね、学会として初めてその取り組み方をして「提高小児臓器移植はどうあるべきか」として公表した¹⁾。提言は学会としてこの問題に対する方向性を示したが、検討、解決しなければならないつかの難題も提起し、その基盤整備を継続的に持続することを明記している。

本稿では小児ドナーからの臓器移植法——必

要性と残されている問題点——について過去の經

緯を交え概説し、今後の小児科医、小児科学会

の横断的なかわりをアピールしたい。

* Takakuni TANIZAWA 兵庫医科大学小児科
【連絡先】 ☎ 663-8501 兵庫県西宮市武蔵川町 1-1 兵庫医科大学小児科

I. 日本小児科学会の対応と経緯

端緒は日本小児科学会近畿地区代議員会において大阪医科大学小児科玉井浩教授から脳死

II. 小児器能評価の必要性

小児の特性は成長と発達にある、とともに乳幼児期には脳器によつて進歩はみられるものの急速な成長と遅延を経る。したがつて、この現象は年齢によるものである。肝臓・心臓・腎臓などの機能不全症では現行の検査法をささし、重要な場合は生命を脅かし、高度な成長と発達の障害につながる。

たとえば、現行の骨髄透析法では慢性腎不全状態の進行を最優先阻止しているが骨髄能の代行は正常児の約10%に過ぎない。したがつて、とくに乳幼児期癡能の慢性腎不全症では現行の透析療法を確めて成長・発育障害のため正常成人に達せられない。しかし、腎移植による腎機能の改善は本質にもよるが、ほぼ正常児のレベルまで機能を回復しうることは正常な成長と発達、QOLの向上に貢献できる。腎移植では脳膜下移動術はなく死体肺移植で対応するが、本邦ではドナー肺が少ないために予子供の生存率の比較が無い。

そのため、小児器能評価の結果があつて、臨床科の意見を取り入れること、また、小児科医として議論の権限が必要となる結果があつた。

さらに、小児脳死器移植の諸問題を広く議論するたために、日本小児科学会主催の第1回公認討論会「小児の脳死器移植はいかにあり得るか」を開催した(2001年5月5日 東京会場)。また、一般人の路徳活動の一環として、第2回公認討論会「子どもの死を考えて、In Kobe」を開催した(2003年1月13日 神戸国際会館)。

また、倫理委員会のなかに、「小児脳死器移植に関する検討小委員会」を設置して議論を重ねた。この検討会は、[提言：小児脳死器移植はどうあるべきか]として2003年4月26日「日本小児科学会」を公表した。

- 1262 -

提言に盛り込まれた今後の課題について、「小脳死臓器移植基盤整備ワーキング委員会」で討議していく予定である。

卷之三

- 1262 -

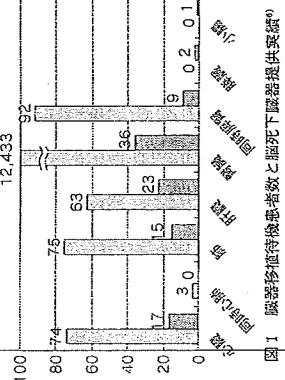


図 1 腸膜移植待機患者数と脳死下臓器提供実績^{a)}（2003年9月
10日現在）

く本への懲思がなければ提供できないといふ脳死の場合の条件が心停止後の場合にも必須と誤解されてしまつた点であるといわれる（日本脳膜形成臨床研究会、跨移植委員会委員長大田和夫）。また、医学者の菅原 澄氏（金沢大学教授、医師法等）は現職階では臓器が前盤である心臓移植を進めようとはまず心停止後の脳・角膜移植の現状を整えることが先決で、そのためには移植専門のデーターベース上に記載されることが望ましい。心肺同時移植は少數であるが、移植手数とつわる医師と患者の懐疑関係を取り戻す点ではいまだなされていないようである。

肝移植についてわが国では臓死肝移植は23例で、生体肝移植が1,300例以上施行されて定着しつつあることが大きな特徴である。現状でとくに急務を要する小児臓死移植の対象者は体重が20 kg未溝の心臓移植孤児である（図1）。

ストレッサー社会は旧約聖書に出てくるノアの方舟に象徴される「生き残り戦略（サバイバル・セオリー）」が哲学・倫理の根幹をなし、今日の経済・政治理論の土台を作ってきた。一方、日本人では仏教的な伝統のなかでノアの大洪水のようないきに直面した際には大半の人が闇が心配する

III. 脳死移植の進まない背景

（つづいて）はやへにむかはぬからむかはね
身体のもので切り離すこととはできないと考る身
心一元の死生觀と万物論にみられる古事記事
業の死者の靈體の行方だけが重要な関心事で、遺体
は那是御の板敷き盤に燃滅ないといふ「燐肉二元」の

相反する死生観が共存しているので、脳死臓器移植の問題に対して決然かねているのではなく、いかとコメントしている。複数の要因が脳死移植の停滞に絡んでいると思われるが、情報公開、啓発教育活動、医療的向上などに医療関係者が意識的、絶然的に努力しなければならないであろう、地道な活動が世論の理解と参画の推進につながることは間違いない事実である。

IV. 子どもの権利条約

国際連合は1989年に子どもの権利宣言において示された「子どもは、生物学的および精神的・社会的・政治的・文化的・精神的な開発のため、出生前後には、適切な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする」ことをすべての国の子どもたちが享受できる」となる小児の人権を掲げた。この内容は世界の191か国(2002年7月現在)にのぼり、わが国も1994年4月に批准している。しかし、米国は署名のみで批准していないといわれれる。主な内容は、

1. 生きる権利
育つ権利をしたら治療が受けられる権利である。
2. 育つ権利
教育を受け、休んだり、遊んだりできる権利、教えるや信じることの自由ができる権利である。

3. 守られる権利
あらゆる種類の虐待や榨取などから守られる権利、障害のある子どもや少數民族の子どもは特別に守られる権利である。

4. 参加する権利
自由に意見を表述し、グループを作り、自ら活動のできる権利である。

批准国は「この条約において認めたる適当な立法上、行政上の実施のためのあらゆる适当的な立派な手段」、行政上

おびひその他の措置をとる」ことが求められる。「この条約において認められる権利の実施のためにとった措置およびこれらの権利の尊重についてもたらされた進歩に関する報告」を国連子どもの権利委員会に提出することを義務づけられている。

V. 学会提言の要旨

わが国では小児脳死臓器移植によってのみ生命的維持が得られる小孩が候補し、一部は海外廃棄移植を受けている現実を受け止め、脳死臓器移植医療のさらなる改善を図るために理 解できる。また、小児科学会代表員へのアンケート結果からも大多数の小児科医が脳死を死と認め、小児臓器移植の必要性については認めていることからも、日本小児科学会は小児脳死による頭部外傷を有する3歳未満の小児173例中1例の少なくとも計3例が虐待が原因と判断している。Jennyら¹⁰は後方視的解剖で、「脳特に右側の頭部外傷を有する3歳未満の小児173例中54例(31.2%)は脳が壊死した後が発見しなかった。15例(27.8%)は見遁した後に飛び脳死を受けた、見遁し例の約11%は、その後の外傷により死亡した。た。」

ごく最近、日本小児科学会脳死臓器移植基準と緊急センターと緊急セイセンターを対象に施行した脳死小児から脳死特児を排除する方策を検討するための第一次アンケート結果(2004年3月27日現在)では、過去5年間に虐待による脳死または重度の障害者を焼した症例数は129例で、注目すべき点は、2施設において虐待の診断確定がなされたのが受診後60日以上というケースが9症例存在したことである。

また、この委員会では性格上小児脳死判定基準については多くは議論しなかったが、小児脳死判定基準については重症脳障害児を扱う機会の多い施設の協力の下に前方視的脳死症例の蓄積が望ましい。さらに、医学の進歩に即した脳循環、神経生理学的機能的検査を採用していくことによって補完的に診断精度を向上させることが望ましい。

VII. 残された課題への今後の取組み

1. 被虐待児脳死判別の弁別
小児の自己決定権を侵害する端的な行為が親権者による虐待死の場合で、加害者である親権者による代替によって脳死臓器提供となる事例である。欧米でのHettler¹¹やLaneら¹²の最近の報告によると、0～3歳までの頭部外傷の30%、骨折の32.9% (minicity children) が虐待によると、また、我が国では佐藤・杉本案では12歳以上では脳死例の勃起みがほぼ否定されることも大切である。

2. 死の教育を通してのチャイルドドナーラードによる自己表明の推進
現行の脳死移植法は本人の生前の意思表示と氣氛の同意の両者を必要とする提供者の人権を尊重した法律であり、世界に類をみない、わが国では1984年に「子どもの権利条約」を批准していることからも小児脳死臓器移植においてもこの原則は尊厳されるべきである。内閣府の「臓器移植に関する世論調査」によると、小児の脳死臓器移植では認めたがされていないことに對して、「やむを得ない」が52.2%と最も多くとも計3割が虐待が原因と判断である。このようにして対応に対し、「できるようすべべきだ」が6割で、改正で理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方には大きく2つに分かれる。「15歳未満は運転ができないので家族などが代わって判断すればいい」と「本人の意思を尊重すべきだ」がほぼ同じである。

ごく最近、日本小児科学会脳死臓器移植基準と緊急セイセンターと緊急センターを対象に施行した脳死小児から脳死特児を排除する方策を検討するための第一次アンケート結果(2004年3月27日現在)では、過去5年間に虐待による脳死または重度の障害者を焼した症例数が9症例では、注目すべき点は、2施設において虐待の診断確定がなされたのが受診後60日以上というケースが9症例存在したことである。

これまでのところの当曲が守られ、自分らしく育つことができる権利である。

また、この委員会では性格上小児脳死判定基準については多くは議論しなかったが、小児脳死判定基準については重症脳障害児を扱う機会の多い施設の協力の下に前方視的脳死症例の蓄積が望ましい。さらに、医学の進歩に即した脳循環、神経生理学的機能的検査を採用していくことによって補完的に診断精度を向上させることが望ましい。

表 腦死移法改正案の比較 2004.2

	現行法	町野案	日本移植規 約会案	森岡・杉本案	西株案	河野案
臓器判定の 基準	本人と家族 (Opt-in)	必要なし	必要なし (Opt-out)	本人と家族 (Opt-out)	必要なし (Opt-out)	必要なし (Opt-out)
臓器提供の 承認	15歳以上は 家族のみでも いい	15歳以上は 本人と家族 よい	15歳以上は 本人と家族 よい	15歳以上は 本人と家族 よい	15歳以上は 本人と家族 よい	15歳以上は 本人と家族 よい
臓器提供の 年齢	15歳未満は 認めない 親の承認	15歳未満は 親の承認	15歳未満は 親の承認	15歳未満は 本人と親族 よい	15歳未満は 本人と親族 よい	15歳未満は 本人と親族 よい
下限	15歳以上	下限なし	下限なし	12歳以上ま たは6歳以上	3歳以上	6歳で定めた 下限なし

3. 小児臓死判定基準¹⁷⁾

「小児における臓死判定基準に関する研究班」が2000年3月に報告書を答申している。これは原則的には厚生省による臓死判定基準(いわゆる竹内臨地式、1985年)に準拠し、相違点は年齢による除外対象が診断正肺12歳未満に引き下げられたこと、臓死判定の再審査期間が24時間以上に延長されたことである。¹⁸⁾例の中11例の少數例に過ぎないことと、②成人ではまれとされる臓死判定(臓死後に心停止至ることで30日以上を要する例)が20%近くあることである。可塑性に富む小児臓死状態における腎機能合併症についても今後考えなくてはならない。¹⁹⁾

図2 子どもは何歳になつたら死を理解できるのでしょうか?

病院長へのアンケート調査では「子どもは何歳になつたら死を理解できるでしょうか?」の質問に6歳以上では可能とするが62%を占めた。¹⁰⁾(図2)

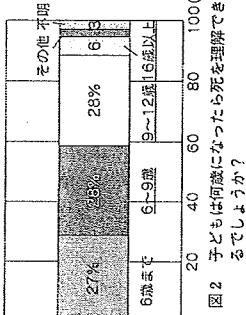
さらに、ドナー家族・レスビエント本人と家族両者への感度とともに多くの小児移植専門のコーディネーターの育成が臓死移植医療の世論への理解を深め、本人と家族への医療情報提供のみならず精神的・文員的の支援にも必要である。

3. 小児臓死判定基準¹⁷⁾

「小児における臓死判定基準に関する研究班」が2000年3月に報告書を答申している。これは原則的には厚生省による臓死判定基準(いわゆる竹内臨地式、1985年)に準拠し、相違点は年齢による除外対象が診断正肺12歳未満に引き下げられたこと、臓死判定の再審査期間が24時間以上に延長されたことである。¹⁸⁾例の中11例の少數例に過ぎないことと、②成人ではまれとされる臓死判定(臓死後に心停止至ることで30日以上を要する例)が20%近くあることである。可塑性に富む小児臓死状態における腎機能合併症についても今後考えなくてはならない。¹⁹⁾

3. 小児臓死判定基準¹⁷⁾

「小児における臓死判定基準に関する研究班」が2000年3月に報告書を答申している。これは原則的には厚生省による臓死判定基準(いわゆる竹内臨地式、1985年)に準拠し、相違点は年齢による除外対象が診断正肺12歳未満に引き下げられたこと、臓死判定の再審査期間が24時間以上に延長されたことである。¹⁸⁾例の中11例の少數例に過ぎないことと、②成人ではまれとされる臓死判定(臓死後に心停止至ることで30日以上を要する例)が20%近くあることである。可塑性に富む小児臓死状態における腎機能合併症についても今後考えなくてはならない。¹⁹⁾



3. 小児臓死判定基準¹⁷⁾

「小児における臓死判定基準に関する研究班」が2000年3月に報告書を答申している。これは原則的には厚生省による臓死判定基準(いわゆる竹内臨地式、1985年)に準拠し、相違点は年齢による除外対象が診断正肺12歳未満に引き下げられたこと、臓死判定の再審査期間が24時間以上に延長されたことである。¹⁸⁾例の中11例の少數例に過ぎないことと、②成人ではまれとされる臓死判定(臓死後に心停止至ることで30日以上を要する例)が20%近くあることである。可塑性に富む小児臓死状態における腎機能合併症についても今後考えなくてはならない。¹⁹⁾

3. 小児臓死判定基準¹⁷⁾

「小児における臓死判定基準に関する研究班」が2000年3月に報告書を答申している。これは原則的には厚生省による臓死判定基準(いわゆる竹内臨地式、1985年)に準拠し、相違点は年齢による除外対象が診断正肺12歳未満に引き下げられたこと、臓死判定の再審査期間が24時間以上に延長されたことである。¹⁸⁾例の中11例の少數例に過ぎないことと、②成人ではまれとされる臓死判定(臓死後に心停止至ることで30日以上を要する例)が20%近くあることである。可塑性に富む小児臓死状態における腎機能合併症についても今後考えなくてはならない。¹⁹⁾

これらの課題については、判定基準の限界をなす技術的な標準化も含めて小児科学会として、小児神経学会などの関連学会との密接な連携のもとに継続的に検討していくことが重要である。

VII. 腦死臓死法改正諸案の比較 (表)

現行法は、「臓死が「人の死」であるのか」「人の死」ではないのかを、われわれ一人一人があらかじめ選択できる法となつていている(「死の多元主導り、臓死を「人の死」とする人は、「法的臓死判定」を受ける旨をドナーカードにて記載しておくと家族が拒まない限り、臓死をもって「人の死」とすることはできる)。

一方、臓死を認めない人は、ドナーカードを持たなければ(あるいは拒否を書き込んでおけば)、「法的臓死判定」をされることがなく、心臓死を迎えることがでいる(現行法・森岡正博・杉本健郎案²⁰⁾・西森豊案²⁰⁾)。

これに対し、臓死移換数が伸び悩んでいた現状から臨床的な臓死を法的死とする案も提案されている(日本移植者協議会案²¹⁾・町野明案²²⁾・器械移植患者団体連絡会(職連会)・河野大郎案²³⁾・自民党の臓死・生命倫理及び臓器移植監査会(宮崎秀樹会長²⁴⁾)。臓器提供の実績についても親の承諾のみによるとする案が浮上してきている。民法上では遺言の有効性が認められない15歳未満は遺言表示が無効のことであるが、子どもの権利条約に示される子どもの自己表現権について臓器移植では有効年齢を引き下げる努力が必要であると思われる。「命の贈り物のリレー」である臓器移植が遺言を認められたい子どもから取り出すことは人権無視にもつながりかねない。

おわりに

臓死移植医療の理想型に近づくにはいまださ

まざまな超えなければならない壁がある。臓死移植とそれほど差はない可能性のある小児救命移植基準及び臓器移植委員会の運営は不可欠である²⁵⁾。また、ドナー家族への配慮までできることを真剣に考える時期にきている。小児科医・小児科学会が先頭に立って、行政・教育・法制などの関係分野と緊密な連携を保ちながら推進していくなければならない。この問題の議論と理解を深めることになるのである。

日本小児科学会倫理委員会(あいえんおもて)

河原直人・杉本健郎・田中英輔・田辺功・谷澤

隆邦・田村正徳・仁志田柳司・高橋伸一

・井紀・仁志田柳司・田中英輔・田辺功・谷澤

隆邦・田村正徳

日本小児科学会小児臓死臓器移植委員会

前原誠人・杉本健郎・武下准・佐地勉・清野

邦・田中英輔・仁志田柳司・田中英輔・田辺功・谷澤

隆邦・田村正徳

日本小児科学会小児臓死臓器移植施設に関する基盤整

備会

位田豊一・鈴木龍子・加藤陽子・猪池利三・橋高

洋一・丸山雅之・森本健郎・清野圭紀・田辺功・

谷澤邦邦

文 献

1) 日本小児科学会小児臓死臓器移植基準討論会
会員: 植木・坪尾・小児臓死臓器移植はどうあるべきか、日本小児科学会総会107: 954-958, 2003
<http://www.jpeds.or.jp/saisin-j.htm>

2) 日本小児科学会倫理委員会・公關フォーラム
小児の臓器移植価値はいかにあるべきか、日本小児科学会総会105: 1250-1252, 2001 <http://www.jpeds.or.jp/saisin-j.htm>

3) 日本小児科学会倫理委員会: 小児臓器移植に
關するインターネットによる一般会員からの
意見

- アンケート結果、日本小児科学会雑誌 107 : 1434-1436, 2003 <http://www.jpeds.or.jp/saisin-j.html>
- 4) 日本小児科学会倫理委員会：第2回日本小児科学会公開フォーラム「子どもの死を考える」在Kobe、日本小児科学会雑誌 107 : 718-725, 2003 <http://www.jpeds.or.jp/saisin-j.html>
- 5) 佐地 妃、施術院千子：「小児期の脳移殖」心肺移植の進歩、小児科 43 : 1046-1054, 2002
- 6) 多賀 医療仲介実施数、読売新聞、2003.10.22
- 7) 芳野 遼：伸び悩む臓器提供者、Medical Tribune, p25, 2003.4.10.
- 8) 山野晋輔：死活観、複雑な日本人、毎日新聞、2003.9.22
- 9) 子ども施利象約 http://wwwf.ocn.ne.jp/~ncrc/doc_12rcce.htm
- 10) Hettler J, Greenes DS : Can the initial history predict whether a child with a head injury has been abused? Pediatrics 111 : 602-607, 2003
- 11) Lane WG et al : Racial differences in the evaluation of pediatric fractures for physical abuse. JAMA 288 : 1603-1609, 2002
- 12) 高橋義馬：頭部外傷を主病歴として入院した乳幼児特徴の取扱い、骨盤と予防、日本神経外傷学会 25 回アロゲラム・抄録集、p102, 2002
- 13) 田中英彦ほか：小児専門臓器移植における虐待兒の処遇に関する問題、日本小児科学会雑誌 107 : 1464-1466, 2003
- 14) Jenny C et al : Analysis of missed cases of abusive head trauma. JAMA 281 : 621-626, 1999
- 15) 中島みち：私の視点、朝日新聞、2003.1.9
- 16) 日本小児科学会倫理委員会：厚生労省医薬局平成13年度医師倫理報告書 インフォームド・アセント実施マニフェスト作成に関する研究 小児治療での倫理問題研究
- 17) 厚生省：「小児における臓器判定基準に関する研究班」平成11年度報告書、日本医師会雑誌 124 : 1623-1657, 2003
- 18) 杉本聰郎：子どもの脳死・移植、クリエイツ からがわ、2003
- 19) 横岡正樹、杉本聰郎：子どもの脳死表示を前提とする臓器移植法改正案の提言、2001.2.14 <http://www.litestudies.org/jp/ishokuno.htm>
- 20) 西森 直：てくてく系「脑死否定論に墨づく」臓器移植法改正案について」である、「現代文明研究」第3号、2000.10.19 <http://www.kinokopress.com/civil/0302.htm>
- 21) 日本移植者協議会系「臓器の移植に関する法律改正における臓器の移植に関する法律(改正案)」
- 22) 町野 瑶：「研究課題：臓器移植の法的問題に関する研究－特に「小児臓器移植」に向けた法改正のあり方－」<http://www.jlftc-tutes.org/jp/machitool2.htm>(厚生労働省研究会) 2000.8.22
- 23) 臓器移植連絡会：「臓器の多臓に関わる法律の見直しについて臓器移植法改定最終会議案」<http://www.jtne.jp/posirae2.html>(臓器移植能率促進連絡会)は新組織「臓器移植患者団体連絡会(臓器連絡会)」に <http://www.jtne.jp/info3.html>
- 24) 河野太郎：「臓器移植法改正討野私案」(2003.11.22 <http://www.taro.org/zoukisyotoku.htm>)
- 25) 姫 瑞：第7章子どもの脳死をめぐつて－現地の小児科からの発展として－、生命倫理コロッキウム③臓器移植と生命倫理、金持武、長島隆(編)：大修出版、pp 198-231, 2003
- 26) 自民党の脳死・生命倫理及び臓器移植創設会議長：脳死移植 年節尚わす医疾 同意：読売新聞、2003.2.25. http://www.yomiuri.co.jp/firyou/news_20040225soil.htm

小児脳死臓器移植に関するインターネットによる
一般会員からのアンケート結果

日本小児科学会小児臓器移植検討委員会
委員長 谷澤 隆邦

委員会報告

小児脳死臓器移植に関するアンケート結果

一般会員からのアンケート結果

日本小児科学会小児臓器移植検討委員会

委員長 谷澤 隆邦

公開フォーラム「小児の脳死臓器移植はいかにあるべきか」報告書に代職員のアンケート調査結果のまとめを日光誌105巻11号に掲載し、「脳死 小児脳死臓器移植はどうあるべきか」を107巻6号に掲載いたしました。

アンケート調査では、一般会員から98名と少數ですがご意見を頂いておりました。その詳細を公表しておりませんので今回追加資料としてここに掲載いたします。

1) 経過と回答数
2001年4月上旬から6月上旬までの約2ヶ月間インターネットによるアンケートを行いました。その間4月中旬に学会誌(5月号)に最初の「お願い」を出し、5月5日の小児科学会フォーラムと仙台での学会総会にもアンケートの「お願い」をしました。結果は残念ながら約46%の98人の回答でした。この98人は基本的には代議員の文書によるアンケート回答が1ヶ月間で63%という比較的高率に対して、何故このような少數回答があつたか、

アンケート回答時に打ち込みを完全に行わない限り終了できないという欠陥が指摘されましたが、やはりインターネットを駆使できる医師が少なく、さらにはアンケートに答えるという方式そのものがまだ普及していないことが多いことが考察されました。しかし、小児科学会員が多數入会しているメイルネットは1,000人をはるかに超えていますからみると、脳死・移植そのものが身近な問題として捉えられなかつたのかもしれません。専門会の関係で、アンケート調査が忽然無の前触れもなく実施されたことに会員の迷惑感があつたことや、専門が十分に行き届がなかつたことも関係しているのかもしれません。

より妥当な方法ということでインターネットによるアンケートを実施したのですが、取り組み側の体制不備をお詫びします。

結果

①所属部道解説

回答の多い順に示します。大阪17、東京9、兵庫と福岡7、京都と北海道が6、神奈川5と続きました。

②専門別

「小児科」との記載ないし「記載なし」が多かったです。専門性の記載では、多い順に、神経・精神21、アレルギー・感染10、新生児9、腎臓7、循環と血液・腎臓が5と報きました。

③年齢
多い順に列記します。41歳から45歳が多く27、36歳から40歳が19、45歳から50歳が18、51歳から55歳が13、31歳から35歳が8、26歳から30歳が7、61歳以上が5、56歳から60歳が1でした。

④性別

男性73、女性25

⑤所属

臨床勤務が44、開業が34、大学研究が18でした。

⑥脳死＝死を認めるか

「はい」が69、「いいえ」21、「わからぬ」8でした。
⑦小児科医が意見を述べる
「はい」が97、「わからぬ」1でした。

⑧意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑨小児からの脳死移植の必要性

「はい」62、「いいえ」19、「わからぬ」17

⑩町野教授らの報告への賛否

「賛成」21、「反対」64、「わからぬ」13

⑪意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑫今後の方策

チャイルドドナーカードが38、死の教育が62、子ども専門コーディネーター60、専門委員会が65でした。

⑬倫理委員会として継続的な専門委員会設置

「はい」が91、「いいえ」が7

⑭意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑮意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑯意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑰意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑱意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑲意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

⑳意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉑意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉒意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉓意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉔意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉕意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉖意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉗意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉘意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉙意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉚意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉛意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉜意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉝意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉞意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉟意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉟意見表明の年齢

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉟意見表明の年齋

6歳未満が26、6歳から9歳が22、10歳から12歳が22、13歳以上が30

㉟意見表明の年齋

6歳未満が26、6歳から9歳が18、10歳から12歳が22、13歳以上が30

- ・生物学的な死と子どもの社会的存続の死は異なる。
- ・ドナーカードをもっていると救命すべき子どもと認められず、ドナーとして見られる危険性あり、高齢の場合はすべての手だけで行なわれたのが、
- ・親の了解だけで子どもの移植が可能はるべき、小児科医の中でも討論も必要。
- ・小児の脳死は成人とは異なる、成人同様の取り扱いは絶対反対。
- ・公正な判定と移植が必要。このごろ情報公開を拒否する傾向は危険な徵候。
- ・小学校や中学校へ出向き、子ども達の意見を聞いたらどうだろう。
- ・アメリカをはじめとした海外で何故他国の人たちに移植しなければならないかという討論がある。
- ・移植を必要とする難病の臓器や宗教、弁護士など討論必要。
- ・脳死が本当に死なのか？小児の虐待がふえていることも気になる。
- ・脳死が実際存在するのか？脳波検査は古い判断である。脳波に斬った判定は問題がある。

3) 考察

会員数に対して、回答があまりにも少くないので、十分な比較はできないが、あえて代議員アンケート結果と比較する。

主な相違点は以下の通り。

- ①回答年齢が代議員アンケートよりも10年以上若い層であった。殆ど男性の意見に対して、1/4が女性の意見であつた。
- ②専門性や所属は大きな差はないが、近畿地方都府県部の回答が多かった。
- ③脳死を死とみとめるからは、70%が答認であり、代議員の80%と差があり、同様に小児の脳死からの移植の必要性の質問でも代議員が73%に対して63%と同じ結果であつた。これは同じ小児科医でも年齢により意見が異なる可能性を示唆し、代議員層より若い層による医療器具による脳死による脳器提供に慎重である可能性性も伺えた。
- ④町野案への意見でも、反対が65%で、代議員の50%とは大きな差が見られた。賛成は21%対34%であつた。
- ⑤意見表明可能な年齢でも、代議員の結果は13歳以上から低年齢の選択肢へ順に減少したが、アンケート結果は13歳以上と6歳未満がほぼ同等であり、6歳未満で可能とする回答が多くみられた。

質問2と質問7の今後の学会での検討や意見を述べたりする事への支持は両者とも90%を超えていた。この点は、代議員アンケート結果と同様であり、今後の小児科学会での取り組みを期待するものであった。

४

小思臘死懺器移植付どうあるべきか

日本小兒科學會小兒斷症臘器懶候討論委員會
谷澤 勝邦(委員長) 志田博司 清野 佳紀
河原 豊人 佐地 勉 杉本 健郎
田中 英彌 田辺 功 田村 正樹
武下 造 萩原 伸一

۱۳

わが国で認可された臓器移植法は1997年7月に成立し、同年10月に施行してから5年以上が経過したが、この間には施行された臓器提供者は20例以上を数えるに過ぎない。わが国の臓器移植法は本人の生前の意思表示によることと家族の同意の両者を必要とする提供者の人権を尊重した法律であり、世界に類を見ない、しかし、わが国では15歳未満の小児での生前の意思表示を認めしていないことから現在のことろ、小児臓器移植が実現され得る可能性であることは不可能である。一方で、成人臓器移植においては、成年期に記載されていることと記載されていないこととの間に大きな差があることから、小児臓器移植が実現可能であることを示す根拠となるべき立場から、倫理委員会では倫理委員会を担当として、小児臓器移植検討委員会を発足させ(以下委員会)、小児臓器判定基準や待合などにかかる問題について検討を重視する方針について検討が進められている。

卷之三

（小川野賢）が2006年8月23日に公表されてから小兒聴覚器に則する検討が熱心にされるようになった。また、小兒聴覚器学習を中心とした小兒聴覚症候群適応基準、公開シンポジウムによる講演活動がなされてきた。

(1) 近年の活動に至るまで
日本小児科学会会員の有志が Brain Death に関する

た(2001年5月5日 東京女子医科大学学生記念講堂)。
4. わが国では宗教的基盤が均一ではなく、また、現代の移民族化による家族体系の変化から成人も「人権」が尊重されない脳器選択はなされてはならない等を理解し、それに基づく医療行為が必要である。

(4) 日本小児循環器学会および関連学会の活動

1. 日本小児精神障害研究会の専門委員会において、
a) 小児心臓移植の適応基準の決定、b) 小児心臓移
換手術の実施指針の策定等の議論がなされた。
2. 小児心臓移植の適応基準として、心臓移植専門委員会は、
a) 心臓移植の適応基準を策定するにあたり、倫理委員会で倫理を並ねた結果、今後「生と死の教育」を継続的に行うため、定期的な公開フォーラムを開催する。
b) 小児心臓移植の適応基準を策定するにあたり、倫理委員会で倫理を並ねた結果、今後「生と死の教育」を継続的に行うため、定期的な公開フォーラムを開催する。

2000年4月26日

日本小児科学会

۱۷۸

わが国の脳死器移植法は1997年7月に成立し、同年10月に施行してから5年以上が経過したが、この間に施行された器質的提供者は20数例を数えるに過ぎない。いわゆる「わが国の脳死器移植法は本人の生前の意思表示と家族の同意の両者を必要とする器質者の人権を尊重した法律であり、世界に翻案をみない、しかし、わが国と他の国々の民法では15歳未満の小児での生前の意思表示を認めしていないことから現状のところ、小児脳死器移植は法律では不可能である」ことと記載されている。現行法の付則に記載では対応できないことと記載されている。現実から脳死器移植法の見直しかねて検討されている。

(2) 日本小児科学会における活動の総結
1. 日本小児科学会近畿地区代議員会において脳死器移植法改案に關する日本小児科学会への意見

町野宰では「小兒臨死には最も深く觸わる小兒科医の感覚が吸引されられないことから、上代講義會において、大阪医科大学小兒科井浩教授から授業があり、日本小兒臨死學會の檢討會事項となつた。

となり、小児科学会認定制度に附するアンケート調査がして施行された(2001年3月)。一般会員は日本小児科学会ホームページ(以下HP)で回答した。その結果は大多数の小児科医は小児器移植の必要性を認め脳

3. また、小児脳死臓器移植の諸問題を広く議論する学会HPを参照。

ために、日本小児科学会主催の第1回公開フォーラム「小児の消化器移植はいかにあるべきか」が開催され

(2001年5月5日 東京女子医科大学学生記念館講堂)	4. わが国では宗教的精神性が均一ではなく、まことに死を体験することは社会生活の上でも重要な問題である。倫理委員会で討論を重ねた結果、今後「生死の教育」を継続的に行うため、定期的な公開フォーラム開催を決定した。そして、日本小児科学会第2回公演(2001年1月13日 神戸国際会場)を開催した。		
1. 2001年理事会において小児臨死器移植の議論を行う必要性が丁承された。	第20回国日本小児心身医学会総会においてシンポジウム「子どもの脳死状態における全人医療」が開催された。(2002年9月6日 米子コンベンションセンター)。		
裏の準備を得るために、一人一人が「いのち」の			
年月日	学会	タイトル・内容	発表者など
1983年	25回日本小児精神学会 (会長：重慶) (後開催会)	小児脳死を考える	豊島一夫、二瓶健次、藤田慎一
2000年5月8日	第42回日本小児精神学会 (会長：仲田トータック) (アノニマントーク)	子どもの脳死につ いて(本文参照)	竹下研三(駒澤大学精神科小児科) 宮林節子
2001年3月	日本小児科学会	小児器移植に關 するアンケート調査	日本小児科学会倫理委員会 (会長：日光英人11号、日本小児科学会HP)
2001年5月5日	日本小児科学会第1回 公開フォーラム	小児の施用器移植 について(本文参照)	中村義典、鈴木聰 公開討論会 井谷昌一、日高利司、 森岡正博(大阪府立大学倫理学) 杉本和郎(関西医科大学小児科、遺族) 町野玲子(上智大学小児科) 恒松由紀子(立小児病院) 坂井一(日本小児病院) 風巻利廣(東洋大学法医学部) 筋不透(朝日病院倫理委員会) 掛江直子(国立精神神経センター精神科倫理研究所)
2002年9月6日	第20回国日本小児心身 医学会総会シンポジウム (本文参照)	子どもの脳死状態 における全人医療	松石豊次郎、田中英高 (久留米大学) 杉本敏郎(駒澤大学) 安山口泰至(鳥取大学医学部) 龍彦(関西大学生病院ホスピス)
2003年1月13日	日本小児科学会第2回 公開フォーラム	子どもの死を考え る(本文参照)	中村義典、谷澤隆邦 (関西医科大学小児科部長) 杉木伸介(大阪大男山病院小児科部長) 吉川康輔(生化学) 河戸洋子(精神科) 山田英高(生能者から)

特別企画：本邦における小児心臓及び肺臓移植の現況の現況 我が国における小児の臓器移植の現況と問題点、摘出臓器の供給と需要の現況

③ 第36回日本小児臓器移植会議 2000.7 広見 爰 特別企画：本邦での小児における心・肺・心臓移植の実施に向けた方針

④ 2002年5月 肺臓移植会議 決定基準の現状と課題 松田 勉

⑤ 2002年3月 日本小児腎臓移植会議 決定基準の現状と課題 松田 勉

⑥ 2001年2月 参議院議長・参議院議員への要望書提出

⑦ 2001年10月 メディアワークショップ アジア

肺臓移植会議会主催

法施行後実施された臓器移植の報告 松田 勉

我が国における小児心・肺移植を必要とする患者の実状 小野安生

⑧ 2001年10月 市民公開講座 肺臓移植の現状と課題 松田 勉

我が国における小児心・肺移植を必要とする患者の実状 小野安生・佐地 勉

⑨ 2001年2月 移植を考える集い 日本移植者支援協会主催

我が国における小児心・肺移植の現状と課題 福島 宏

⑩ 2002年5月 肺臓移植決起集会 移植を考える日本移植者協議会主催

我が国における小児心臓移植の現状と課題 福島 宏

⑪ 2001年2月 参議院議長・参議院議員への要望書提出

⑫ 2001年7月 国会議員への説明 中山代議士、宮崎代議士、阿部代議士他

⑬ 2002年3月 日本小児腎臓移植会議からの小児心臓移植・肺移植の要望 総理大臣小泉純一郎への要望書提出

⑭ 2002年2月 松田班からの小児心臓移植・肺移植の要望 総理大臣小泉純一郎・厚生労働大臣・衆議院・参議院議長・生命倫理委員会会長への要望書提出

小児海外渡航心臓移植 国内での小児心臓移植例は2003年1月17日現在で

心臓移植施行 17例中 2例である。とくに、心臓移植は生体肝・腎・肺・心臓移植とは異なり生体ドナーからの移植は不可能である。また、成人大ドナーからの心臓移植はドナー・レシピエントの体重差が 3 倍以上となる極めて重いが 20kg未満のレシピエントでは困難である。

以上の状況から我が国の現行法のもとでは低体重児の小児臓器心臓移植は不可能であることと、15歳以上の脳死臓器心臓移植が少ないため毎年7~8例の心臓移植専門医が海外渡航心臓移植を受けているのが実情である。また、心臓移植専門医のほとんどが機械的循環肺動脈圧を必要とし、重篤な病状と経済的理由で海外渡航心臓移植ができない小児例も存在することが現状である。

提 言

上記の経緯と背景を踏まえ、日本小児科学会倫理委員会として小児臓器移植専門医会を設置してわが国での小児臓器移植の現状と問題点の検討を重ねてきた。

その結果、わが国では小児臓器移植標準によってのみ生命の維持が得られる小児が待機し、一部は海外渡航移植を受けている現実を受け止め、臓器移植の改善を考慮すると小児臓器移植の必要性は十分に理解できる。また、小児科医が脳死を死と認め、小児臓器移植の必要性については認めていることからも日本小児科学会は小児肺臓移植を治療法の一つとして容認する。

しかし、その前提としてドナー・レシピエントとなる小児の人生を扱なうことのないよう、「死を考える授業」などを実践し、自らの命をどう考えるかの教育を通して、例えばチャイルド・ドナーカードによる自己志願表、小児専門移植コーディネーターの育成、そして扶養虐待児例の臓器移植を回避する方策の確立など環境整備の諸問題を今後継続して検討していくことを提言する。

また、後述するようにこの委員会では性格上小児臓器移植基準については多くは議論しなかったが、小児臓器移植決起集会を経て、わが社会の多大の協力の努力の下に前方規制の脳死判定の基準が望ましい。また、医学の進歩に即した臓器移植、神経生物学的補助機能検査を採用していくことによって補完的に診断精度を向上させることが望ましい。

日本小児科学会として上記諸問題についてさらに積極的に介入することを検討することを検討する。

(1) 小児の自己決定権を尊重するために

わが国での小児臓器移植法は本人の生前の意思表示と家族の同意の両者を必要とする提供者の人権を尊重し、その機関の許可を義務づけることの大切である。

(3) 小児臓器判定基準の検討について

今回の提言では本委員会の範囲を超えるので多くは

法律であり、世界に類を見ない、わが国では1994年に「子どもの肺移植条例」を批准していることからも小児臓器移植においてもこの原則は尊重されるべきである。

内閣府の「臓器移植法は現行法では認められていないことについて、「やむを得ない」が2割であるのにに対し、「できるうにすべきだ」が6割で、改正に理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方の方が望ましい。この場合、医学的にも倫理的にも厚生省小児基準を標準として既存の制度を追加することが望ましい。

小児の心臓移植が現行法では認められていないことについて、「やむを得ない」が2割であるのにに対し、「できるうにすべきだ」が6割で、改正に理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方の方が望ましい。この場合、医学的にも倫理的にも厚生省小児基準を標準として既存の制度を追加することが望ましい。

小児の心臓移植は現行法では認められていないことについて、「やむを得ない」が2割であるのにに対し、「できるうにすべきだ」が6割で、改正に理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方の方が望ましい。この場合、医学的にも倫理的にも厚生省小児基準を標準として既存の制度を追加することが望ましい。

小児の心臓移植は現行法では認められていないことについて、「やむを得ない」が2割であるのにに対し、「できるうにすべきだ」が6割で、改正に理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方の方が望ましい。この場合、医学的にも倫理的にも厚生省小児基準を標準として既存の制度を追加することが望ましい。

小児の心臓移植は現行法では認められていないことについて、「やむを得ない」が2割であるのにに対し、「できるうにすべきだ」が6割で、改正に理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方の方が望ましい。この場合、医学的にも倫理的にも厚生省小児基準を標準として既存の制度を追加することが望ましい。

小児の心臓移植は現行法では認められていないことについて、「やむを得ない」が2割であるのにに対し、「できるうにすべきだ」が6割で、改正に理解を示す意見が多數を占めている。しかし、本人の意思表示についての考え方の方が望ましい。

1) Shewmon AD. Chronic "brain death". Meta-analysis and conceptual consequences. Neurology 1998; 51: 1528-1535.

2) 田中英治, 玉井 浩, 横原洋一, 他. 子どもの脳死と死: 脳死概念や定義の不整合性について—UCLA 小児神経学・ラン・シーモン教授来日記念講演の概要と解説—小児科臨床 2001; 54: 1935-1938.

3) 竹下伸三, 他. 第42回日本小児神経学会会長演説トーチ: 子どもの脳死について 脳と発達 2000; 32: 440-447.

4) Hettler J, Greenes DS. Can the initial history predict whether a child with a head injury has been

- abused? Pediatrics 2003; 111 (3) : 602—607.
- 5) Lane WG, Rubin DM, Montetith R, et al. Facial differences in the evaluation of pediatric fractures for physical abuse. JAMA 2002; 288 (13) : 1603—1609.
- 6) 潤澤義男. 頭部外傷を主徴とした乳幼児虐待の現状. 背景と予防. 日本神経外傷学会25回アグザム・抄録集. 102頁. 2002年.
- 7) 田中英高, 他. 小児脳部機器移植における被虐待児の処遇に関する議論題. 田児誌 2003; 107 : 421.
- 8) 中島みち. 明日断然「私の視点」(2003年1月9日).
- 9) Shewmon DA. Chronic "brain death". Metanalysis and conceptual consequences. Neurology 1998; 51 : 1535—1545.

- 10) 厚生省厚生科学研究所特別研究室「小児における脳死判定基準に関する研究班」平成11年度報告書. 小児における脳死判定基準. 日医報誌 2000; 124 : 1623—1657.
- 11) 武下一. 脳死判定基準一本朝ならびに諸外国の現状. 神経内科 2001; 54 : 497—505.
- 12) Bernat JL. Philosophical and ethical aspects of brain death. In : EFM Wijldeks (ed). BRAIN DEATH. Lippincott William & Wilkins. Philadelphia. 2001. pp. 176—181.
- 13) Mirenska K, Takeuchi K, Takeshita H. Paediatric brain death in Japan. THE LANCET 2001; 357 : 1605.

